

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響により、各地で甚大な被害を受けている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画が改訂された。加えて、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるところだが、その期限が令和2年度末までとなっている。

過去の記録を超える豪雨により、河川の氾濫や堤防の決壊が起こっており、山間部においても、土砂災害等により、多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。防災・減災、国土強靱化は今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつなげるため、より一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国においては、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月28日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣 殿
内閣官房長官
国土強靱化担当・内閣府特命担当大臣（防災）
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 上 沢 本 尚